# 「いじめ防止対策」に関する相談・指導体制関連図

児童生徒の気になる情報（学校・家庭・地域からの情報）

↓

情報を得た教職員

↓

担任・生徒指導主事

↓

＜事実確認・情報収集＞
○担任は家庭（本人・保護者）に連絡
○生徒指導主事は教頭・部主事・グループ主任・教育支援部長などに連絡

↓

## いじめ防止対策委員会

校長　教頭　部主事　生徒指導主事
教育支援部長　人権同和教育主任　養護教諭
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ　当該児童生徒の担任･グループ主任
＊ほかに必要に応じて、校長が認める職員

①調査・実態把握

②指導方針の決定

③役割分担の決定

・被害者への対応　・加害者への対応
・傍観者への対応　・保護者への対応
・マスコミへの対応

警察・児童相談所

教育委員会・関係諸機関

↓

**職員会議**

＜共通理解の形成＞
・事件概要の把握
・指導方針の理解

↓

指導の継続、経過観察、本人・保護者との面談

↓

問題の解決・終結へ